



◆ 令和4年度入園に関するお知らせ ◆



令和4年4月に入園をご希望の方は、入園に関する手続きについて以下の通りご案内いたします。先着順による手続きはありません。

入園案内の配布について 9月7日(火)より配布を行います。

*入園案内の数に制限はありません。

□幼稚園に取りに来られる方

来園されましたら、通用門のインターフォンを押してください。
平日の9時半から16時半の間に、幼稚園事務所にてお受け取りいただけます。
(マスクを着用していただき、体調不良の場合は来園をお控え下さい。)

□郵送を希望される方

郵送をご希望の方はメールでお知らせ下さい。

【宛先】 itabashifujimi.sakasai@gmail.com

【件名】 入園案内郵送希望

【内容】 ①住所(郵便番号含む) ②電話番号 ③保護者の方のお名前
④お子様のお名前 ⑤希望の保育年数(3年保育または2年保育)



見学をご希望の方

板橋富士見幼稚園では、一斉での入園説明会は行っておりません。
保育内の見学は随時お受けしておりますので、事前にお電話で予約をお願いいたします。
午前10時から11時半の間で、ご希望の日程を相談させていただきます。【☎03-3965-7001】

入園を希望される方

- * 入園をご希望の方へは、10月15日(金)より入園願書をお渡しいたします。
入園案内に同封の【入園受付までの手順】をよくお読み下さい。
- * 11月1日(月)の指定されたお時間に幼稚園にて願書を提出していただき、入園受付・考査となります。その場で合格を決定し入園手続きをしていただきます。
- * 卒園児のご兄弟・ご両親のどちらかが当園卒園の方・宮本町在住の方は、来園またはメールでご連絡ください。

■板橋富士見幼稚園では、新型コロナウイルス感染防止のために日々園内・遊具の消毒・教員の徹底した体調管理・登園時の検温消毒・オゾン発生機器の設置・飲食時飛沫防止シールドの使用等、全力で園児の安全を確保する対策を講じて保育を行っております。

■令和3年度よりお仕事をされている方を支援するために、早朝及び長期休暇中の預かり保育を開始いたしましたのでご利用ください。

様々な角度から子どもたちの心と身体の成長を支えていきたいと思っております。
皆様のご来園をお待ちしています。

令和4年度 入園募集要項

2022

学校法人 安見学園 板橋富士見幼稚園 東京都板橋区宮本町29番1号 電話 03-3965-7001・FAX 03-3967-9685	
募集人員	3年保育児(年少児) 男女合わせて56名 (平成30年4月2日～平成31年4月1日までに生まれた幼児) 2年保育児(年中児) 若干名 (平成29年4月2日～平成30年4月1日までに生まれた幼児)
入園受付 審査・面接	令和3年11月1日(月曜日) 午前9時から正午までの間で、密にならないように、時間を分散して実施します。 予めお知らせする時間に来園して下さい。 ① 審査事務費と入園願書を提出して下さい。 ② 受付後、適性検査と親子面接を行い、その場で合否を決定します。
入園手続き	令和3年11月1日(月曜日)面接後 ① 入園料を添えて手続きして下さい。 入園料は、2期に分けて納入することができます。 2期分の支払いは12月10日(金曜日)までです。 ② 封筒1通 (ご家庭にある普通封筒で結構です。後日園よりご自宅宛てに お知らせを郵送する際に使用します。) ★ 封書宛名欄に、保護者住所、氏名、郵便番号、左下に審査番号を記入して 提出して下さい。(切手は要りません。)
入園諸経費	審査事務費 4,000円 入園料 3年保育(年少) 110,000円 2年保育(年中) 105,000円 * 入園料は分割納付することができます。 (分割の場合、1期分60,000円・2期分50,000円(2年保育45,000円))
入園後の諸経費	令和4年度4月からの諸経費 ① 保育料の納入 無料 (保育料月額 34,500円のうち、25,700円が国の無償化により補償され、 差額8,800円については、板橋区の補助金として補償されますので 実質保育料は無料となります。) ② 補助教材費 510円(月額) ③ その他、母の会費(月額650円)・及び園が定める実費(個人教材代・冷暖房費・ 遠足代・給食費など)をご負担頂きます。 (但し、令和5年度以降の保育料等については変動する場合があります。) * 施設費はありません。
入園料補助	板橋区教育委員会から保護者に対して補助金が交付されます。 (令和3年度の場合) 入園料の補助金として50,000円 * 他区に在住の方は、それぞれの区から補助金が支給されますので、金額等が 異なります。
注意事項	① 次に該当する入園希望者は、事前に必ずご相談下さい。 ・ 身体に障害のある幼児、言葉が著しく遅れていると思われる幼児。 ・ 病気等で集団生活に支障をきたす又は介護を要する幼児。 ・ 精神に障害又指示理解・判断力が著しく低下している幼児。 ・ 発症例を持つ、重篤な食物等のアレルギーのある幼児。 ② 入園に際し納付された諸費用は返還しませんのでご承知置き下さい。 ③ その他ご不明の点がありましたらご遠慮なく事務室にご相談下さい。